

結核の医療費について

結核患者さんの経済的負担を軽減するために、法律による結核医療費公費負担制度により、結核の治療費の一部（または全額）が公費により負担されます。

(1) 感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律の第37条 (他の人へ感染させる可能性がある場合の入院医療費)

痰の検査で結核菌陽性の場合、人への感染性があると判断し、結核病床を有する病院での入院治療が必要となります。

結核の入院治療に要する医療費については、全額を公費で負担します。ただし、世帯の収入状況により自己負担が生じる場合があります。

§ 法律に基づき支払われる対象 §

- ① 診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・その他の治療
- ② 病院への入院、その療養に伴う世話（食事療養費も含む）

* 寝衣・リネン類・個室使用料などは対象外となります。



(2) 感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律の第37条2 (外来等で治療を受ける場合の医療費)

痰検査が陰性となる等、法律の第37条に該当しなくなった場合、その後の治療は法律の第37条2の該当となります。

結核の治療費の一部が公費負担の対象となり、該当となる投薬・検査費用の5%が自己負担となります。

§ 法律に基づき支払われる対象 §

- ① 抗結核薬
- ② X線検査・結核菌検査・副作用の早期発見の為に必要な検査CT検査

* 公費負担は、保健所にて申請書を受理した日（郵送の場合は消印日）から適用となります。

§ 対象外のもの §

- ・入院費
 - ・初診料・再診療
 - ・抗結核薬以外の薬剤 など
- * 対象外のものは、被用者保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度などを適用しての自己負担となります。

§ その他 §

- ・外科的療法、骨関節結核の装具療法を受ける方は、公費負担の適用になる場合があります。

公費負担承認までの流れ

治療が必要と病院で判断される。



届出 法律に基づき、病院から保健所に届出



申請 医療費公費負担の申請。
患者様・ご家族が病院を經由して保健所に申請



診査 保健所の結核診査協議会で申請について診査



結果の連絡 診査の結果は病院に連絡、公費負担分を差し引いた請求がされます。申請却下になった場合は、主治医より説明されます。



札幌市保健所感染症総合対策課結核対策係
〒062-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目
電話(011)622-5199

入院勧告書と入院延長勧告書について

結核が原因で入院する患者さんは、法律に基づく入院となります。このため、入院中の患者さんには、保健所から以下のような文書が渡されます。

(1) 入院勧告書

結核をほかの人へうつす可能性があるとして診断された方へ、ただちに結核病床を有する病院へ 72 時間の入院を勧告する文書

(2) 入院延長勧告書

(1)の入院勧告書により入院されていた方が、入院後 72 時間経過しても、結核による症状や病原体が消失しない場合、引き続き 30 日以内の入院を勧告する文書

(3) 入院延長通知書

入院延長の必要性について 30 日ごとに病院と保健所で確認し、対象になる方へ入院延長について通知する文書

就業上の留意について

結核をほかの人へうつす可能性があるとして診断された方は、そのおそれがなくなるまでの期間、接客業その他の多数の者に接触する業務に従事できない場合があります。

該当する方には、保健所から「就業制限通知書」という文書が渡されます。